

## 経営体育成支援事業目標達成状況報告書(市町村)

都道府県名	岩手県
-------	-----

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検（評価）における所見（評価）及び指導内容
H28	八幡平市	間羽松	<p>令和3年度は農地中間管理機構農地コーディネーターを通じて借入農地のマッチングを依頼しており、経営面積の拡大に向け交渉中であり、目標達成に向けて意欲をもっている。</p> <p>この地区は既に目標年度を経過している地区であることから、令和3年度（6年度目）は、体調面を考慮しながらも目標達成に努めるよう事業実施主体に対して進捗管理を促した。</p>
H28	八幡平市	松尾寄木	<p>経営コスト削減と雇用を目標としており、低コスト肥料の利用などにより経営コストの削減を行っているが、2年前の消費税の納税や経営規模の拡大、米等の出荷量増による手数料の増加などにより、今年度も目標に届かなかった。</p> <p>今後は、経営分析をしながら、経営コストの削減に努めていく。</p> <p>また、雇用については、日雇いで雇用していた者を常時雇用することで目標を達成することができた。</p> <p>この地区は既に目標年度を経過している地区であることから、令和3年度（6年度目）は、確実に目標達成に努めるよう事業実施主体に対して進捗管理を促した。</p>
H28	八幡平市	安代	—
H28	八幡平市	上・中平笠	—
H28	紫波町	志和越田	<p>経営面積の拡大については、利用権設定していた4haが契約満了になったことから経営面積が縮小したものの。</p> <p>来年度は農地中間管理機構を活用し、契約満了した農地や、さらなる農地の利用権設定を行い経営面積の拡大に努める。</p> <p>この地区は既に目標年度を経過している地区であることから、令和3年度（6年度目）は、確実に目標達成に努めるよう事業実施主体に対して進捗管理を促した。</p>
H28	金ケ崎町	永栄4	<p>経営面積の拡大と法人化を目標設定しており、経営面積の拡大はR1目標22.0haに対してR1実績15.8haで、法人化は任意団体のままとなっており、いずれも未達成であった。</p> <p>現在、組合員が1農家増となる見込みである。また法人化については、地域では場整備事業を検討しており、今後の集積や営農計画を見据えながら引き続き説明会や座談会の開催で構成員の意識醸成・意志の統一を図ることとしている。</p> <p>引き続き関係機関と連携しながら、面積拡大、法人化について指導・サポートしていくこととし、評価については今回をもって終了としたい。</p>
H28	北上市	北上	<p>作付け面積については、所属している組合名義となっているため経営面積に計上できず、目標未達成となった。組合は実質、本人一人で運営している状態とのこと。</p> <p>状況を整理し、所要の手続きを行うように指導する。</p>

H28	一関市	深萱	—
-----	-----	----	---

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標等が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見(評価)と合わせて指導内容を記入し、目標等が達成している地区の場合は「—」を記入する。  
なお、目標年度において目標を達成していない場合は、事業実施主体に対する指導内容等の記載を必須とする。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

## 被災農業者向け経営体育成支援事業目標達成状況報告書（市町村）

都道府県名	岩手県
-------	-----

承認年度	市町村名	都道府県の点検（評価）における所見（評価）及び指導内容
H28	久慈市	昨年度までは労働環境が整わなかったため、目標達成状況が大幅に下回っていたが、今年度から営農を再開したことにより目標の達成が見込める。 今後、達成に向けて県、市とともに支援していく。

- （注） 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。）へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標等が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見（評価）と合わせて指導内容を記入し、成果目標等が達成されている地区の場合は「一」を記入する。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

## 経営体育成支援事業目標達成状況報告書(H29年度(H28繰越))

都道府県名	岩手県
-------	-----

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検(評価)における所見(評価)及び指導内容
H29 (H28繰越)	八幡平市	南平笠	本年度に、既に植えている品種との兼ね合いから0.6haを新植したが目標には届かなかった。令和3年度に0.3ha新植する予定であることから、目標達成を見込んでいる。 令和3年度(6年度目)までには確実に目標達成できるよう事業実施主体に対して進捗管理を促した。
H29 (H28繰越)	八幡平市	平館	—

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標等が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見(評価)と合わせて指導内容を記入し、目標等が達成している地区の場合は「—」を記入する。  
なお、目標年度において目標を達成していない場合は、事業実施主体に対する指導内容等の記載を必須とする。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

## 経営体育成支援事業目標達成状況報告書(市町村)

都道府県名	岩手県
-------	-----

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検（評価）における所見（評価）及び指導内容
H29	盛岡市	太田	—
H29	盛岡市	都南	<p>2経営体のうち1経営体は、条件の合う農地を探し出すことができず、規模拡大が足踏み状態となっている。令和3年度の規模拡大に向け農地の把握をしているところであり、目標の達成が見込まれる。関係機関と連携し、目標達成に向け指導していく。</p> <p>令和3年度（5年度目）は、確実に目標達成するよう事業実施主体に対して進捗管理を促した。</p>
H29	八幡平市	間羽松	<p>平成30年度より体調を崩していたが、本年度は昨年度より体調が思わしくなく転作ソバの作付もできない状況であったため、目標達成できなかった。</p> <p>経営面積は確保しているので、今後は、体調を見ながら目標達成できるように努める。</p> <p>令和3年度（5年度目）は、体調面を考慮しながら確実に目標達成するよう事業実施主体に対して進捗管理を促した。</p>
H29	八幡平市	上・中平笠	<p>構成員個人で所有する水稲作付圃場については各個人で営農し、法人名義で借り受けた（機構で貸借）水稲作付圃場のみでの経営に方針転換したため、目標年度までに達成することができなかった。4年度目（令和2年度）は、法人所有の田植機（密苗仕様）を借りることにより作業効率を上げる構成員へ貸借したことから、前年度より作業面積が拡大した。今後も密苗仕様により作業の省力化を目指している構成員がいることから、農業改良普及センター等関係機関と連携を取りながら目標達成に向け重点的に指導していく。</p> <p>耕作放棄地の解消については、所有者死亡により後継者がいなかった圃場を借受し、農地の再生を行ったことから目標を達成した。</p> <p>令和3年度（5年度目）は、確実に目標達成するよう事業実施主体に対して進捗管理を促した。</p>
H29	八幡平市	安代	—
H29	八幡平市	北村	—
H29	八幡平市	松尾寄木	—
H29	滝沢市	下鶴飼	—
H29	雫石町	鶯宿・南畑	<p>農業の6次産業化の未達成については、引き受け経営面積の拡大に伴う農作業の負担増大により、6次産業化に取り組むことが困難であった。</p> <p>必要に応じて、農業改良普及センター等関係機関と連携し、取引業者の紹介など助言を行いながら重点的に指導していく。</p> <p>令和3年度（5年度目）は、確実に目標達成するよう事業実施主体に対して進捗管理を促した。</p>

H29	紫波町	水分	<p>経営面積の拡大の未達成については、いずれの経営体でも達成できていないが、経営規模の拡大へ強い意欲があるため目標達成が見込まれる。販売先については、いずれの経営体でも目標を上回っており、今後も増える見込みとのことであるため、継続して支援を行っていく。当初の目標年度を経過し、一部目標未達成となっていることから、目標を達成するため、普及センターと連携し、重点的に指導していく。</p> <p>令和3年度（5年度目）は、確実に目標達成するよう事業実施主体に対して進捗管理を促した。</p>
H29	紫波町	星山	<p>経営面積の拡大については達成したが、農産物の高付加価値化の未達成については、営農する区域がほ場整備の実施中であり、工事未了のため、新たにそばを作付することができなかった。面工事が完了し次第そばを作付けすることとしており、目標の達成が見込まれる。</p> <p>令和3年度（5年度目）は、目標達成するよう事業実施主体に対して進捗管理を促した。</p>
H29	金ヶ崎町	平林	—
H29	金ヶ崎町	永栄第5	<p>経営面積の拡大と農産物の高付加価値化（1等比率）を目標設定しており、経営面積の拡大は達成したが、農産物の高付加価値化がH30目標1等比率70.0%に対して45.1%であった。</p> <p>これは、播種時期の天候の影響による湿害で中粒割合が多くなり、一等評価がなかったことによる。</p> <p>R3年度は各組合員が効率的に作業連携し栽培管理の徹底に努め、一等比率の向上を期するよう取り組む。また品質向上に向け、引き続き農業改良普及センターと連携しながらより一層栽培管理を徹底するよう指導する。</p>
H29	北上市	和賀町・岩崎	—
H30	遠野市	青笹	—
H29	一関市	一関地域	<p>6次産業化について、販路拡大が進まず目標未達となった。引き続き販路開拓支援を行うなどして目標達成できるよう指導していく。</p>

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標等が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見(評価)と合わせて指導内容を記入し、目標等が達成している地区の場合は「—」を記入する。  
なお、目標年度において目標を達成していない場合は、事業実施主体に対する指導内容等の記載を必須とする。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

**被災農業者向け経営体育成支援事業目標達成状況報告書(H29)**

都道府県名	岩手県
-------	-----

承認年度	市町村名	都道府県の点検（評価）における所見（評価）及び指導内容
H29	岩泉町	2経営体が目標未達であることから、事業実施主体に対し、それぞれの農業者が目標達成に向けて取り組むよう、改善を指導。

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長（北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標等が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見（評価）と合わせて指導内容を記入し、目標等が達成している地区の場合は「一」を記入する。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

## 経営体育成支援事業目標達成状況報告書(H30)

都道府県名	岩手県
-------	-----

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検（評価）における所見（評価）及び指導内容
H30 (H30当初)	盛岡市	厨川	—
H30 (H30当初)	盛岡市	太田	—
H30 (H30当初)	盛岡市	本三	— (H30年度目標達成)
H30 (H30当初)	八幡平市	安代	—
H30 (H30当初)	八幡平市	野駄	—
H30 (H30当初)	雫石町	上野	<p>「付加価値額の拡大」「経営面積の拡大」ともに計画を下回った。聞き取りの結果前年度は作付けに失敗し例年通りに実施することが出来なかった。</p> <p>作付計画を立て令和3年度に目標を達成させる。</p> <p>導入した機械を最大限に活用し農作業の省力化を図りながら、面積拡大を進められるよう農地中間管理機構などと連携し重点的に指導していく。</p> <p>令和3年度（4年目）は確実に目標達成するよう、事業実施主体に対して進捗管理を促した。</p>
H30 (H30当初)	雫石町	西安庭	<p>2経営体で「付加価値額の拡大」の目標を達成することが出来なかった。減価償却費の増加や子牛の高騰などにより費用総額が大きくなった。</p> <p>「経営面積の拡大」は畜産の規模拡大に伴い、新規草地の獲得に取り組むことが出来なかった。</p> <p>経営体と適宜相談しながら経費を経費の節約ををめの助言を行い、円滑に農地を借り入れられるよう農地中間管理機構等関係機関と連携し、重点的に指導していく。</p> <p>令和3年度（4年目）は確実に目標達成するよう、事業実施主体に対して進捗管理を促した。</p>
H30 (H30当初)	紫波町	志和	—
H30	奥州市	江刺伊手	—
H30	奥州市	水沢水沢	— (H30年度目標達成)
H30	奥州市	水沢真城	—



H30	金ヶ崎町	和光第1、第2	付加価値額の拡大と経営面積の拡大を目標としており、経営面積の拡大は達成したが、付加価値額の拡大がR1目標に対して5.9%となった。これは繁殖牛の更新を進めていることに伴う経費の増である。昨年度の大雪による施設の修繕等により、R3はさらに経費が増える見込みであるが、引き続き安定した従業員の確保と適切な飼養管理を引き続き実施し、売上高の拡大に繋げるよう指導する。 また農業経営相談所等の支援機関に登録されている税理士等の専門家などを活用して、重点的な指導を行うものとする。
H30 (H30当初)	花巻市	湯本	米価の下落により、売上高が減少し、目標を達成することができなかった。 令和3年度は、8haを水稲から飼料用米に変更し、収入を得る計画であるとのこと。目標達成に向けて、引き続き、関係機関と連携しながら取り組むよう指導する。
H30 (H30当初)	花巻市	太田	米価の下落により、売上高が減少し、目標を達成することができなかった。 水稲作付面積の見直しと再度、経営コストの見直しを行うよう指導する。
H30 (H30当初)	花巻市	八重畑	【A氏】 費用を抑えることができず未達成となった。経営コストの削減に向けて見直しを行うよう指導する。 【法人B】 米価の下落により、収入総額が目標を大きく下回った。目標達成に向けて、引き続き、関係機関と連携しながら取り組むよう指導する。
H30 (H30当初)	花巻市	谷内	—
H30 (H30当初)	北上市	稲瀬	【法人C】 作業受託の面積が計画に届かず、目標未達となった。作業受託面積の拡大に努めるよう指導する。
H30 (H30当初)	北上市	二子	—
H30 (H30当初)	北上市	和賀町	—
H30 (H30当初)	北上市	岩崎	— (R1年度目標達成)
H30 (H30当初)	北上市	横川目	— (R1年度目標達成)
H30 (H30当初)	北上市	飯豊	【D氏】 経費を抑えることができず目標未達成となった。面積の拡大も個人としての契約実績が伸びず目標に届かなかったため、農業普及センター、農業委員会等関係機関と連携を密にし、重点的に助言指導していくよう指導する。
H30 (H30当初)	一関市	一関地域	付加価値額の拡大については、米価下落に伴う販売額の減少及び農業用機械購入に伴う費用の増加により未達となった。販売額増加及び費用圧縮により目標達成できるよう指導していく。 経営面積の拡大については、計画通り農地取得が進まなかったが、今年度も面積を拡大しており、引き続き目標達成できるよう指導していく。
H30 (H30当初)	一関市	大東地域	—

H30 (H30当初)	二戸市	浄法寺地域	— (H30年度目標達成)
----------------	-----	-------	------------------

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標等が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見(評価)と合わせて指導内容を記入し、目標等が達成している地区の場合は「—」を記入する。  
なお、目標年度において目標を達成していない場合は、事業実施主体に対する指導内容等の記載を必須とする。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

## 経営体育成支援事業目標達成状況報告書(H30(H29大雪))

都道府県名	岩手県
-------	-----

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検 (評価) における所見(評価)及び指導内容
H30 (H29大雪)	雫石町	雫石	— (H30年度目標達成)
H30 (H29大雪)	雫石町	橋場・御明神	収入総額は目標年度の金額を上回ったが、費用総額が思うように減らず目標達成できなかった。 経営体と相談しながら、修繕費や維持費を効率よく削減できるよう盛岡農業改良普及センター等関係機関と連携し重点的に指導していく。 令和3年度(4年目)は確実に目標達成するよう事業実施主体に対して進捗管理を促した。
H30 (H29大雪)	雫石町	鶯宿・南畑	— (R1年度目標達成)
H30 (H29大雪)	雫石町	長山	経営規模拡大に伴い、収入総額は前年度から大きく増加したが、一方で花卉等の仕入れ高も増額となったため、結果的に目標達成することが出来なかった。 高単価時期の販売量の増加等を図るため、JAと連携し、作物の取引価格の推移等の情報提供を行いながら、重点的に指導していく。 令和3年度(4年目)は確実に目標達成するよう事業実施主体に対して進捗管理を促した。

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標等が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見(評価)と合わせて指導内容を記入し、目標等が達成している地区の場合は「—」を記入する。  
なお、目標年度において目標を達成していない場合は、事業実施主体に対する指導内容等の記載を必須とする。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

## 経営体育成支援事業目標達成状況報告書(市町村)

都道府県名	岩手県
-------	-----

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検（評価）における所見（評価）及び指導内容
R1	盛岡市	渋民	<p>付加価値額は目標値に届かず、経営面積の拡大は目標値を達成した。付加価値額では、収入総額・人件費ともに目標値を達成したが、費用総額のみ目標値を達成できなかった。圃場整備の大部分が終了したことにより作付面積及び種苗費・農薬費等が増加したものの、新型コロナウイルス感染症による影響等から主食用米の販売価格が下落したことが付加価値額の低下につながったものと思われる。</p> <p>しかし、このことは臨時的な要因であり、経営面積も堅調に伸びていることから、目標年度において目標を達成できるものと評価した。令和3年度（3年目）は確実に目標達成するよう事業実施主体に対して進捗管理を促した。</p>
R1	奥州市	胆沢南都田	<p>付加価値額の拡大と経営面積の拡大を目標設定しており、経営面積の拡大は達成したが、米価下落による収入減等により付加価値額の拡大がマイナスとなり未達成であった。</p> <p>昨年度の大雪により機械・ハウスが被災しており、今年度からさらに減価償却費等の経費が上がる見込みではあるが、令和元年度に導入した乾燥機は順調に稼働していることから、引き続き乾燥機の活用による売り上げ増を目指す。</p> <p>目標達成に向け市や農業改良普及センター等の関係機関と連携しながら人材確保及び品質収量向上を図っていくようサポートしていく。</p>
R1	北上市	煤孫	—
R1	北上市	江釣子	<p>経営面積の拡大について目標に届かなかったが、R2年度は拡大する農地の目途が付いており目標達成する見込みである。</p>
R1	西和賀町	西和賀町	<p>経営面積の拡大について、補助対象者が組合長を務めている営農組合で受託している面積も経営面積に含めることができると誤認してしまったため、経営面積の減となってしまった。</p> <p>R3年度は本人名義の作業受託面積を拡大し目標を達成するよう指導した。</p>

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標等が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見（評価）と合わせて指導内容を記入し、目標等が達成している地区の場合は「—」を記入する。  
なお、目標年度において目標を達成していない場合は、事業実施主体に対する指導内容等の記載を必須とする。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

## 経営体育成支援事業目標達成状況報告書(市町村)

都道府県名	岩手県
-------	-----

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検（評価）における所見(評価)及び指導内容
R1	盛岡市	渋民	2経営体ともに、付加価値額の増大の目標値は達成済み。 経営面積の拡大の目標値については、条件に合う農地が見つからなかったこと等により1経営体が達成できなかったため、引き続き関係機関の協力を得ながら目標達成できるよう取り組んでいく。令和3年度（3年目）は確実に目標達成するよう事業実施主体に対して進捗管理を促した。
R1	八幡平市	野駄	—
R1	雫石町	西根	「経営面積の拡大」は、令和2年度で目標達成したが、「付加価値額の拡大」は令和2年度作付けに失敗したため、例年通りの収穫ができず収入減となった。 令和3年度（3年度目）は確実に目標達成するよう事業実施主体に対して進捗管理を促した。
R1	雫石町	長山	「付加価値額の拡大」は前年よりも収入増はしているが、特別損失が増大したため目標達成できなかった。 「経営面積の拡大」は計画を下回っているが、令和3年度において作業受託を増やしているため問題はないと思われる。令和3年度（3年度目）は確実に目標達成するよう事業実施主体に対して進捗管理を促した。
R1	矢巾町	三矢巾	—
R1	奥州市	胆沢小山	—
R1	北上市	江釣子	一人当たりの付加価値額の拡大について普及センター等関係機関の助言を受けるよう指導する。

R 1	西和賀町	西和賀町	—
R 1	陸前高田市	広田	今年度は付加価値額の拡大が目標を達成した。目標年度の目標を達成したため、今回をもって報告を終了する今後も農協による営農指導の強化を要請するとともに、県農業改良普及センターによる経営指導も実施し、関係機関が一体となってさらなる単収向上や経費削減に向けた取組を実施する。
R 1	二戸市	浄法寺	付加価値額拡大の未達成については、トラクターの故障等による修繕費の増大が主な要因であり、収入総額は目標を上回ったものの、費用の増加により目標を達成することができなかった。令和3年度は、修繕費以外の経費も節減しながら、収量を確保して、目標を達成するよう指導している。  面積の拡大については、前年より受託面積が拡大したものの、目標には届かなかった。令和3年度は、さらに受託面積を増やしており、目標達成できる見込み。

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標等が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見(評価)と合わせて指導内容を記入し、目標等が達成している地区の場合は「—」を記入する。  
なお、目標年度において目標を達成していない場合は、事業実施主体に対する指導内容等の記載を必須とする。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

## 経営体育成支援事業目標達成状況報告書(市町村)

都道府県名	岩手県
-------	-----

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検(評価)における所見(評価)及び指導内容
R1	雫石町	雫石町	-
R1	宮古市	宮古市	E氏は目標未達成であることから、規模拡大に向けた取組が図られるよう、指導していく。
R1	山田町	山田町	目標未達成であることから、乳量向上に向けた取組が図られるよう、指導していく。
R1	久慈市	久慈市	F氏やG氏については、地域内での農地集積の検討を進め、目標達成に向けて取り組みを進める。

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標等が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見(評価)と合わせて指導内容を記入し、目標等が達成している地区の場合は「一」を記入する。  
なお、目標年度において目標を達成していない場合は、事業実施主体に対する指導内容等の記載を必須とする。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

## 経営体育成支援事業目標達成状況報告書(市町村)

都道府県名	岩手県
-------	-----

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検（評価）における所見（評価）及び指導内容
R2	盛岡市	都南	付加価値額は目標年度の目標を達成しており、今後継続的な規模拡大を図ることによってさらに増大することが見込まれるため、今回をもって報告を終了する。 経営面積についてはおおむね計画通りに拡大できており、近場の農地状況の把握に努めることにより効率的に拡大できることが見込まれる。 機械導入に伴う作業効率の向上と規模拡大を推進していくため、すべての目標の達成が見込まれる。

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標等が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見（評価）と合わせて指導内容を記入し、目標等が達成している地区の場合は「一」を記入する。  
なお、目標年度において目標を達成していない場合は、事業実施主体に対する指導内容等の記載を必須とする。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。



## 経営体育成支援事業目標達成状況報告書(市町村)

都道府県名	岩手県
-------	-----

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検（評価）における所見（評価）及び指導内容
R2	盛岡市	都南	<p>法人Hは新型コロナウイルスの影響により販売額の減少が付加価値額の増大につながらなかった。特にオリンピックの延期による銀河のしずく21tの販売がキャンセルとなったことが大きい。規模拡大は初年度目標を超える拡大ができており、外食産業へのコメの供給が安定的の確保されれば目標達成に大きくつながる。</p> <p>法人Iの面積拡大については目標年度の目標を達成したため今回をもって報告を終了する。一方で新規機械導入による減価償却費が大きく、付加価値額の増大にはつながらなかった。収入総額は伸びているため、経費の削減に努めることによって目標の付加価値額の達成が見込まれる。</p> <p>J氏は農作業中のけがにより思うような営農ができなかった。規模拡大を目指す中でのアクシデントであり、付加価値額の増大につながらなかった。令和3年度はケガを完治させ、引き続き経営規模の拡大を推進していくことにより販売額の増が見込まれるため付加価値額の達成も見込まれる。</p> <p>目標達成に向け事業実施主体に対して進捗管理を促した。</p>
R2	雫石町	西根	<p>付加価値額の拡大については目標年度の目標を達成したため、今回をもって報告を終了する。</p> <p>令和3年度から菌床の販売を始めるとともに付加価値額の拡大を図る。</p> <p>目標達成に向け事業実施主体に対して進捗管理を促した。</p>
R2	雫石町	橋場・御明神	<p>「付加価値額の拡大」は目標年度の目標を達成したため、今回をもって報告を終了する。</p> <p>「経営面積の拡大」は目標未達成となったが令和3年度はさらに面積拡大を図る計画である。</p> <p>目標達成に向け事業実施主体に対して進捗管理を促した。</p>
R2	奥州市	胆沢小山	<p>「付加価値額の拡大」、「経営面積の拡大」とともにR2年度の目標を達成した。</p> <p>K氏は普及センター主催の経営・営農相談会に積極的に参加し、疑問点の解消、問題点の改善に努めている。</p> <p>今後も引き続き関係機関と連携しながら目標達成に向けてサポートしていく。</p>
R2	金ヶ崎町	永岡	<p>付加価値額の拡大については1年度目で目標達成しており、経営面積の拡大については必要に応じて関係機関でサポートしていく。</p>

R 2	金ヶ崎町	北部	<p>【法人L】 付加価値額の拡大については1年度目の目標を達成した。経営面積の拡大については必要に応じて関係機関でサポートしていく。</p> <p>【法人M】 付加価値額・経営面積の拡大ともに1度目の目標には到達しなかったが、今後は導入したトラクター活用による効率化、経費削減等で付加価値の拡大を図るよう指導していく。</p> <p>【法人N】 経営面積の拡大については順調に拡大している。 付加価値の拡大について、反収減により米の販売額が大幅に減額となったことから、農業改良普及センターと連携しながら、栽培管理を指導していく。</p>
R 2	花巻市	笹間	-
R 2	花巻市	太田	-
R 2	北上市	飯豊	<p>【O氏】 農地中間管理機構の活用や農業委員会に相談して農作業受託面積を拡大するように指導する。</p> <p>【P氏】 付加価値額は1年目で目標値を達成した。 経営面積について農地中間管理機構の活用や農業委員会に相談して農作業受託面積を拡大するよう指導する。</p>
R 2	北上市	飯豊②	付加価値額の拡大について経費の削減及び売上高の拡大について普及センター等関係機関から助言・指導を受けるよう指導する。
R 2	北上市	二子	-
R 2	北上市	南部	-

R 2	北上市	江釣子	<p>【Q氏】 経営面積について整理し、所要の手続きを行うよう指導する。</p> <p>【R氏】 普及センター等関係機関から付加価値額の拡大について目標達成ができるよう、助言・指導を受けるよう指導する。また、中間管理機構等を活用して面積拡大を進めるよう指導する。</p>
R 2	北上市	横川目	<p>【S氏】 付加価値額の拡大について、経費削減に取り組み目標達成するように普及センター等関係機関から助言を受けるよう指導する。</p> <p>【T氏】 普及センター等関係機関から付加価値額の拡大について目標達成ができるよう、助言・指導を受けるよう指導する。また、中間管理機構等を活用して面積拡大を進めるよう指導する。</p>
R 2	北上市	煤孫	付加価値額の拡大について、経費削減に取り組み目標達成するように普及センター等関係機関から助言を受けるよう指導する。
R 2	北上市	和賀町	付加価値額の拡大について、経費削減に取り組み目標達成するように普及センター等関係機関から助言を受けるよう指導する。
R 2	遠野市	達増部	<p>「付加価値額の拡大」について、米価の下落等外的要因によるもの、ニンジンについては作付初年度であったことから試行錯誤したものの目標に対し収量が不足したことなどにより目標が達成できなかった。</p> <p>令和3年度以降については、経営コストの削減についても検討しながら目標達成できるように適時適切に指導する旨、事業実施主体に対し指導した。</p>
R 2	遠野市	土淵	-
R 2	一関市	室根地域	<p>付加価値額の拡大については1年度目は達成しており、2年度目以降も引き続き飼養頭数増加と飼料コスト低減に取り組むことで付加価値額のさらなる拡大を図る。</p> <p>経営面積の拡大についても、1年度目の目標を達成しており、今後も農地を探す範囲をより広範囲に設定することで、まとめて農地を借りることができるところが見つけられるよう関係機関による支援を行うこととする。</p>
R 2	一戸町	摺糠・二戸郷	-

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標等が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見(評価)と合わせて指導内容を記入し、目標等が達成している地区の場合は「一」を記入する。  
なお、目標年度において目標を達成していない場合は、事業実施主体に対する指導内容等の記載を必須とする。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

## 経営体育成支援事業目標達成状況報告書(市町村)

都道府県名	岩手県
-------	-----

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検（評価）における所見(評価)及び指導内容
R2	北上市	黒岩	大豆の1等比率について、普及センターの指導を受けるよう助言する。

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標等が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見(評価)と合わせて指導内容を記入し、目標等が達成している地区の場合は「一」を記入する。  
なお、目標年度において目標を達成していない場合は、事業実施主体に対する指導内容等の記載を必須とする。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。